

2020年11月27日

中国初の個人情報保護法における 日本企業の注意事項について

上海ランディング弁護士事務所
シニアパートナー
中国弁護士
叶 森 (イエ セン)

はじめに

インターネットの普及、ビッグデータ時代の到来により、人々の生活は非常に便利になったが、同時に「個人情報」という非常に高いリスクにも晒されるようになった。

近年、中国国内でも、個人情報の取扱いに関する法整備が求められる傾向にあるが、現時点では、中国国内で「個人情報保護法」と名のつく法律は存在しない。

【これまでの動き】

- ・2015年11月1日に施行された「刑法修正案（九）」に「公民の個人情報侵害罪」が追加された。
- ・2017年6月1日に施行された「インターネット安全法」（サイバーセキュリティ法）に個人情報保護に関する定めが明記された。
- ・2020年5月28日に公表され、2021年1月1日に施行される「民法典」では、プライバシーと個人情報保護について取り上げられている。
- ・2020年8月16日に専門家らの意見募集を終えた「データ安全法草案（データセキュリティ法）」では、データの安全措置に関する要求が示されている。

2020年10月13日、中国全国人民代表大会常務委員会・第22回会議が開催

され、「中華人民共和国個人情報保護法（草案）」（以下「本草案」という。）の審議がなされた。

同年 10 月 21 日には、中国全国人民代表大会のオフィシャルウェブサイトにて、「中国版 GDPR」とも呼ばれる草案の全文が一般公開され、同年 11 月 19 日まで専門家らの意見が募集されていた。

本草案が正式に実施されるに至れば、中国の個人情報保護分野において初の整備された専門法律となる。

今回の制度設計作業の積極化の動きに関しては、トランプ米政権における「TikTok（動画投稿アプリ）」（注：2020 年 11 月 12 日にアメリカ商務省が声明を出し、禁止措置の発動を当面見送ると発表した。）や、「WeChat（対話アプリ）」の使用が禁止されたことへの対抗措置が背景にあるが、中国に子会社をおく日本企業はもちろん、中国と取引がある日本企業にとっても個人情報保護法草案への取り組みが重要な課題となり、より一層厳重な対応が求められることになる。

本草案は全文八章計七十条項あるが、重要ポイントに焦点を絞り、今後講じるべき対策について解説する。

重要ポイント

● 適用範囲

本草案第三条第一項は「組織及び個人が中華人民共和国の域内において自然人の個人情報を取り扱う活動に対し、本法を適用する」と定め、原則として中国の域内の活動に対して本法を適用するとしたが、一部の域外適用の範囲も明記されている。

同条第二項：「中華人民共和国の域外において、中華人民共和国域内の自然人の個人情報を取り扱う活動が、以下に列挙する状況の 1 つでも該当すれば、本法を適用する。

- (一) 域内の自然人に向けて商品又はサービスを提供することを目的としている
- (二) 域内の自然人の行為を分析し、評価するためのものである
- (三) 法律、行政法規が規定するその他の状況」

したがって、日本企業の中国子会社が自然人の個人情報を取り扱う活動をする場合には、同法が適用される。また、中国子会社を持たない日本企業も、中国域内の自然人の個人情報を取り扱う活動を行う場合には、同法の適用を受ける可能性がある。例えば、日本にある企業が中国域内にいる自然人に美容製品を販売したり、コンサルティングサービスを提供したりするために当該自然人の個人情報を取り扱う場合は、同法が適用されることになる。

- 同法の適用を受ける日本企業は、どのような場合に個人情報を取り扱うことができるか

本草案第十三条には、

「以下に列挙する状況の 1 つに該当する場合、個人情報取扱者は個人情報を取り扱うことができる。

- (一) 個人の同意を取得している場合。
- (二) 個人が当事者の一方となる契約の締結または履行に必要な場合。
- (三) 法定職責または法定義務の履行に必要な場合。
- (四) 突発的な公衆衛生上の事件に対応し、又は緊急状況下における自然人の生命、健康及び財産安全の保護のために必要な場合。
- (五) 公共の利益を目的にメディア報道、世論による監督管理等の行為を実施するために合理的範囲内で個人情報を取り扱う場合。
- (六) 法律、行政法規の規定するその他の状況。」

と規定されている。

一般的には、日本企業は、同条（一）個人の同意を取得した上で、あるいは、（二）契約の締結または履行に必要な場合に、個人情報を取り扱うことができる。例えば、中国子会社の社員と労働契約を締結する時は（二）が適用され、社員の個人情報を取り扱うことができる。但し、その個人情報は労働契約に必要な情報に限られることになる。それ以外の社員情報を取り扱う場合は、（一）の個人の同意が必要になる。同様に外部の個人との間での契約締結または履行時にも、そのために必要な個人情報に限って取り扱うことができる。それ以外は（一）個人の同意が必要になる。

- 中国子会社が中国域外にある親会社に個人情報を提供する場合の注意点

本草案第三十八条・第三十九条は、次のとおり定められている。

本草案第三十八条

「個人情報取扱者が業務等の必要により、中華人民共和国の域外に個人情報を提供する必要がある場合には、少なくとも以下の1つの条件を具備しなければならない。

（一）本法第四十条の規定に基づく国家インターネット情報部門による安全評価に合格した場合。

（二）国家インターネット情報部門の規定に基づく専門機構による個人情報保護の認証を得ている場合。

（三）域外の移転先と契約を締結し、双方の権利義務を約定し、かつその個人情報取扱活動が本法の規定する個人情報保護基準に達していることを監督する場合。

（四）法律、行政法規又は国家インターネット情報部門の規定するその他の条件。」

本草案第三十九条

「個人情報取扱者が中華人民共和国の域外に個人情報を提供する場合には、個人に対し域外の移転先の身元、連絡方法、取扱目的、取扱方法、個人情報の種類及び個人が域外移転先に対し本法の規定する権利を行使する方法等の事項を告知し、かつ個人の個別的同意を取得しなければならない。」

多くのグループ会社は、中国子会社の運営上、親会社へ中国子会社の社員の個人情報を提供させることが避けられない。例えば、親会社への報告の中に個人情報が入っていることが考えられる。その際には、第三十八条（三）により、子会社・親会社間に個人情報に関する契約を締結した上、第三十九条により本人へ説明・告知し、同意を得ることが前提になる。ここで一点注意すべきところがある。それは、親会社への情報提供は、本草案第十三条（一）個人の同意に加えて第三十九条による同意も必要になるという点である。

なお、中国の労働事情を考慮すると、今後のトラブル予防の観点からは書面による同意をお勧めする。可能であれば、新入社員は入社時に書面の同意を得ることが望ましい。現在の社員に関しては、社内で説明し、本人の同意を取得する。しかし、同意を拒否する場合は強制的に同意させることができない。拒否された場合は、当該社員の個人情報を親会社へ提供できない。

● その他の注意点

① 同意の撤回権

同意を得て個人情報を取り扱う場合には、本人がその同意を撤回する可能性がある。本草案第十六条は、「個人の同意に基づき行う個人情報の取扱活動に対し、個人はその同意を撤回する権限を有する。」とする。

- ② 本草案第三条に該当する日本企業は個人情報保護責任者及び代表者を設置する必要がある。

本草案第五十一条

「取り扱う個人情報に国家インターネット情報部門の規定する数量に達した個人情報取扱者は、個人情報保護責任者を指定し、個人情報取扱活動及び講じた保護措置等に対して監督を行うことに責任を負わせなければならない。個人情報取扱者は、個人情報保護責任者の氏名、連絡方法等を公開し、個人情報保護職責履行部門に報告しなければならない。」

本草案第五十二条

「本法第三条第二項の規定する中華人民共和国域外の個人情報取扱者は、中華人民共和国域内で専門機構を設立し又は代表者を指定し、これをもって個人情報保護に関連する事務の取扱いについて責任を負わせなければならない。当該機構の名称又は代表者の氏名、連絡方法等を個人情報保護職責履行部門に報告しなければならない。」

つまり、中国域内で定められる数量以上の個人情報を取り扱う日本企業もしくは中国子会社は、個人情報保護責任者を設置しなければならない。

また、取り扱う個人情報の量と関係なく、第三条第二項に該当する中国域外の個人情報を取り扱う日本企業は、中国で専門の機構または代表者を指定する必要がある。

● 高額な罰金

「サイバーセキュリティー法」と「データセキュリティー法」では100万円を上限とする罰金が課されるが、本草案第六十二条は、「最高5000万円^[1]」または「前年度売上の5%を上限とする」という高額な罰金を定めた。日本企業にとって無視できないリスクとして注視すべきある。

¹ 2020年11月23日のレートで約7億9100万円。

以下、今後の対応に関する示唆

- ① 本草案内容は微修正される可能性もあるが、基本的にはほぼそのままの内容で来年以降施行されると思われるため、第三条に該当する日本企業としては、個人情報保護に詳しい外部専門家の力を借りてできるだけ早く準備を開始する必要があると考えられる。
- ② 企業の内部管理制度と個人情報取扱規程の整備
同法の適用を受ける日本企業または中国子会社は、個人情報の収集、保存、使用、加工、転送、提供、公開など一連のプロセスに対して、本草案に則して、早急に社内のプライバシーポリシーなどの制度を見直し、早急に内部管理制度・個人情報取扱規程を整備する必要がある。
- ③ 中国子会社から日本親会社へ個人情報を提供する可能性が少しでもある場合は、中国子会社と日本親会社の間で所定の要件を満たす契約を締結し、連携して上記の準備を行う。
- ④ 個人情報を取り扱う際には、必ず同意、できれば書面による同意をその都度漏れなく取得する必要がある。なお、その同意書を保管する必要もある。
- ⑤ 個人情報保護責任者及び専門機構又は代表者について検討する必要がある。

以上

〈著者略歴〉

叶 森 (イエ セン)

上海ランディング弁護士事務所 シニアパートナー 中国弁護士

sen.ye@y-e-consulting.com

2002年 慶應義塾大学法学部卒業

2003年 中国にて司法試験に合格

2005年 中国弁護士資格（律師）取得

中国に進出している日本大手メーカーを中心にコスト削減・監査代行サービスを提供。これまで日本企業 100 社以上の労務・人事コンサルを実施している。

掲載日：2020年12月14日